

食安監発1019第1号  
平成21年10月19日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

スギヒラタケの摂取について

標記については、平成16年10月22日付け健疾発第1022005号及び食安監発第1022003号等により、念のため、腎機能の低下していない方も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を控えるよう注意喚起をお願いしているところですが、今般、新潟県よりスギヒラタケの摂取歴がある急性脳症の疑い事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、引き続き注意喚起について特段の御配慮をお願いします。

平成 21 年 10 月 14 日  
新潟県福祉保健部健康対策課  
生活衛生課

## 急性脳症の疑い症例の発生について

- 10 月 13 日新発田地域振興局管内の医療機関から急性脳症の疑い症例の報告がありました。
  - ・患者：60 歳代男性（腎機能障害あり）
  - ・経過：9 月～10 月初旬にかけてスギヒラタケの摂取歴があり、数日前より言語障害、歩行困難、けいれん等の症状を呈し、急性脳症の疑いと診断されました。
- 県民に対し、スギヒラタケの摂取を行わないよう、あらためて注意喚起を行います。

- 1 急性脳症との因果関係が否定できないスギヒラタケについては、収穫シーズンを迎えていますが、引き続きその摂取を控えてください。
- 2 医療機関において、原因不明の脳炎・脳症患者が受診した場合は、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部へお知らせください。

本件に関する問い合わせ先  
福祉保健部健康対策課 斎藤補佐（内線 2707）  
生活衛生課 山下参事（内線 2671）